

第1 審査会の結論

山梨県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年9月20日付けで行った行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）により不開示とした部分のうち、別表中「当審査会が開示と判断した部分」欄に記載した部分は開示すべきであるが、その余の部分は不開示とすべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年8月20日付け（同月21日受理）で「山梨県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、別表の「行政文書の表示」欄に係る行政文書（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第12条第1項の規定に基づき、「開示しない部分」欄に記載した部分については、「開示しない理由」欄に記載した理由により不開示として、平成29年9月20日付け教義第2048号-2及び平成29年9月20日付け教高第1559号-5をもって、本件処分の内容を審査請求人に通知した。

なお、本件文書は、山梨県教育委員会義務教育課及び高校教育課が所管するものであって、義務教育課所管分には4件の体罰事故報告が、高校教育課所管分には1件の体罰事故報告が、それぞれ次のとおり記載されている。

(1) 義務教育課所管分

ア 体罰の発生に関する市町村等教育委員会（以下「地教委」という。）からの報告1（以下「本件文書①」という。）

(ア) 体罰の発生について（報告）

平成24年度に県内中学校において発生した体罰事案に関する地教委から実施機関への報告書である。

(イ) 体罰の発生について（報告）

体罰事案に関する学校から地教委への報告書である。加害教員、被害生徒、発生日時と場所、発生状況、学校のとった措置、学校としての指導、校長所見等が記載されたものである。

イ 体罰の発生に関する地教委からの報告2（以下「本件文書②」という。）

(ア) 教員による体罰事件について（報告）

平成24年度に県内小学校において発生した体罰事案に関する地教委から実施機関への報告書である。加害教員の所属や職・氏名、届出年月日、事情聴取日時等や問題行動の内容、地教委の意見等が記載されたものである。

(イ) 教職員の体罰について（報告）

体罰事案に関する学校から地教委への報告書である。加害教員、被害児童、発生日時と場所、けがの有無、経過、職員への指導、校長としての意見等が記載されたものである。

(ウ) 顛末書

加害教員本人からの顛末書である。本人の職氏名、事件の概要及び本人の反省等が記載されたものである。

ウ 体罰の発生に関する地教委からの報告3（以下「本件文書③」という。）

(ア) 教職員の事件（体罰）発生について（報告）

平成24年度に県内中学校において発生した体罰事案に関する地教委から実施機関への報告書である。加害教員の所属や職・氏名等、被害生徒の学年・氏名等、事件の内容、地教委の意見等が記載されたものである。

(イ) 体罰事案について（報告）

体罰事案に関する学校から地教委への報告書である。学校名、生徒の氏名や性別、保護者氏名や住所等、加害教員の所属や職・氏名等、発生日時等と場所、事件・事故の概要、傷害の程度、学校の対応状況、その他事項、校長としての意見等が記載されたものである。

(ウ) 事件についての顛末書

加害教員本人からの顛末書である。加害教員本人の職・氏名等、発生日時と発生場所、事件の種別、被害生徒の氏名等、事件の状況、本人の反省、現場見取り図等が記載されたものである。

エ 体罰の発生に関する地教委からの報告4（以下「本件文書④」という。）

(ア) 教職員の事件（体罰）の発生について（報告）

平成24年度に県内中学校において発生した体罰事案に関する地教委から実施機関への報告書である。加害教員の所属や職・氏名等、被害生徒の学年・氏名等、事件の内容、地教委の意見等が記載されたものである。

(イ) 体罰事案について（報告）

体罰事案に関する学校から地教委への報告書である。学校名、生徒の氏名や性別等、保護者氏名や住所等、加害教員の所属や職・氏名等、発生日時等

と場所、事件・事故の概要、学校の対応状況、今後の対応、その他事項、校長としての意見等が記載されたものである。

(ウ) 事件についての顛末書

加害教員本人からの顛末書である。本人の職・氏名等、発生年月日と発生場所、事件の種別、被害生徒の氏名等、事件の状況、本人の反省等が記載されたものである。

(2) 高校教育課所管分

体罰の発生に関する県立学校からの報告（以下「本件文書⑤」という。）

ア 教員の体罰事件について（報告）

平成24年度に県立学校において発生した体罰事件に関する学校から実施機関への報告書である。加害教員に関する事項、事件の概要、事件発生からの経緯、事件までの経緯、事件後の経緯、本人からの状況説明、家族構成等及び所属長意見等が記載されたものである。

イ 顛末書

加害教員本人からの顛末書である。本人の職氏名、発覚年月日、発生場所、相手の氏名、事件の概要及び反省等が記載されたものである。

ウ 事件発生からの経緯に関する詳細

平成24年度に県立学校において発生した体罰事件に関する学校から実施機関への報告書のうち事件発生からの10日間の経緯に関する詳細であって、発覚日時、案件名、当事者、該当者、連絡先、経緯等が記載されたものである。

エ 事件までの経緯に関する詳細

平成24年度に県立学校において発生した体罰事件に関する学校から実施機関への報告書のうち事件までの約9箇月間の経緯に関する詳細である。

3 開示の実施

実施機関は、平成29年10月10日に審査請求人に対し、行政文書の開示を実施した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成29年10月21日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求を実施機関に対して行った。

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件処分は、条例及び平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成1

8年(行コ)第26号事件、同第68号事件)、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決(平成22年(行コ)第153号事件)、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決(平成28年(行ウ)第26号公文書非公開決定取消請求事件)等に照らし、違法な非公開部分を含むものであるから、本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張の要旨

加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、公開されることはそもそも条例及び判例が予定しているところであり、当該教員名等の非公開は認められない。

加害教員の識別可能性を理由とした学校名、教員名、校長名等の非開示は認められない。その他教育委員会名、文書記号番号、発生場所、発生状況、日時、年齢、職員名、場所、校務分掌、市町村名、病院名、警察署名、行状なども同等であり、その他、条例に照らして違法な非開示範囲が他にあれば、全て開示されるべきである。

ア 条例第8条第1号ただし書ハの該当性について

前記判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教員に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたいとみとめられる」公務員のプライバシーでないとされている。これらの判決により、プライバシー型の条例を有する兵庫県、神戸市その他の多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則、開示とされてきている。

条例第8条第1号ただし書ハは、「当該個人が公務員等(括弧内略)である情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」の情報は、例外的に公開すべきものと規定することから、公務員の職務遂行情報については、公開しなければならないはずである。

また、最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の情報公開条例と、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)その他の個人識別型の情報公開条例とで個人に関する情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけておらず、個人識別型の規定を採用している情報公開条例においても、「国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が本件条例(「広島県情報公開条例」をいう。)9条2号にいう『個人』に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないと解するのが相当である。」とした広島県情報公開条例に関する平成15年12月18日最高裁判決などがある。

プライバシー型の情報公開条例のもとでも、体罰事故報告書は「公務員の職務遂行情報」として加害教員の氏名は公開されているのであるから、本件処分に係る条例においても、「当該職務遂行の内容に係る部分」には加

害教員の氏名も含まれると考えるべきである。

イ 条例第8条第1号本文前段の該当性について

加害教員の氏名や学校名等を公開すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点について、関連判決に照らして非公開が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。

関連判決である平成29年3月2日神戸地裁判決においては、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を採ることを求めており、学校名や教員名を公開するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えは否定されている。

教育委員会名、学校名がわかると、教員が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの「ドミノ理論」も司法判断で否定されている。

ウ 条例第8条第1号本文後段の該当性について

条例第8条第1号後段は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定するが、この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物、反省文などのセンシティブ情報に限られ、保護者の発言というだけで高度なセンシティブ情報に当たらないことは明らかである。「当該部分は当該体罰事案に関わる被害児童又は生徒及び加害教員等の個人に関する情報であって、これを公にすると、当該個人と特別の関係にある者において、当該情報の主体が誰であるかを特定することができ、その結果、開示部分と相まって、他人に知られたくない機微な情報がそれらの関係者に知られることとなるため、条例第8条第1号本文の『特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの』に当たり、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも当たらないため、同号所定の不開示情報に該当する。」とした実施機関の不開示理由2は、「一般人基準」ではない「特定人基準」を一般に採ることを鮮明しており、前記関連判決に違背する。

(2) 反論書における主張の要旨

ア 弁明書が、関連判決が否定した「特定人基準」をとっていることについて

平成29年3月2日神戸地裁判決では、非開示の判断となる「他の情報」について、一般人基準を採用し、要保護性の高い情報を含むケースについてのみ特定人基準を採用する余地を残しているにすぎないのであるから、体罰事故報告書一般に対して「一般人基準」ではなく「特定人基準」を採るとすることは関連判決に違背する。

また、体罰事故報告書における児童生徒の特定可能性については、「一般人基準」を採ることで、原則として児童生徒の特定はできず、クラス担任や部活動担任教師の名前や学校名を、このことを根拠に非公開とすることを明確に否定したものであり、学術的にも評価されている。

他方、これは原則であって、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例などにおいて、児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、教員名などを例外的に非開示とすることまでは禁じておらず、例えば在校者数がひと桁であるような場合と、数百名の場合とを同一に扱うべきとされるわけではない。

弁明書の問題点は、山梨県の全ての公立学校が一律にこうした例外に当たる、との主張であり、前記の神戸地裁判決その他関連判決は適用されないと判断している点である。

なお、弁明書が援用する平成15年5月16日東京地裁判決は、「障害者雇入れ計画の実施状況報告書」の開示請求をしたものであり、「同僚らが当該障害者の障害の種類及び程度を認識し、当該障害者個人の権利利益を侵害するおそれがある」とされたものであり、知的障害者の障害の種類及び程度という極めて高度なセンシティブ情報に関するものであって、体罰事故報告書を同等のものとは考えることはできない。

さらに弁明書が援用する平成15年5月8日名古屋高裁判決は、「医薬品・感染症症例票」の開示にかかわるものであり、「患者略名」及び「職業」が非開示とされたものであって、個人の症例にかかわるものであり、高度なセンシティブ情報に関するものであって、体罰事故報告書を同等のものとは考えることはできない。

イ 体罰情報が、公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報ではないことについて

実施機関は、体罰事故報告書の記載情報は、処分などの職員の身分取扱いに関する情報であって、公務遂行等に関して、非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人の評価をも低下させる性質を有する情報というべきである、とする。他方、関連判決は、体罰事故報告書の記載情報は、教員にとっては「通常他人に知られたいとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされ、「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるもの」などともいえない、としている。

教員が体罰により事故を起こしたという情報は、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報」であるという主張は、司法判断によって明白に否定されており、それにより加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が懲戒処分等を受けたことも明らかになるので非開示とする、という点なども同様に関連司法判断で否定されている。

体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記載されておらず、懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非開示をおこなうのは、条例解釈の誤りであり違法である。

ウ 加害教員の氏名の公開について

公務員の職務遂行情報に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、条例第8条第1号ただし書イに該当し、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定される情報に該当するものとして開示している」との山梨

県情報公開条例の解釈及び運用基準に照らしても、加害教員の氏名は条例上開示されなければならないはずである。関連判決が、加害教員の氏名を公開とした理由は、「個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲にとどまる」と考えたものにほかならない。

エ 「センシティブ情報」の判断基準について

「保護者の発言」がそれだけでセンシティブ情報になるわけでないし、記載欄が「反省」や「個人の内心」などとあるなどの、形式的理由にとらわれるべきでもない。「何らかの意思や意見の表明、心情の吐露等を含む部分」というだけではセンシティブ情報というには足りない。「日常的な会話」以外は全てセンシティブ情報に該当するというのは、違法である。

なお、センシティブ情報の該当性については、インカメラ審査の上、実質的基準から判断されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 実施機関が弁明書及び口頭で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第8条第1号本文前段の該当性について

ア 個人特定のための「他の情報」について、「特定人基準」を採用することについて

平成15年5月16日東京地裁判決においては、個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素となり、ある集団の構成員がごく少数の場合には、他の情報との照合によって当該個人が識別される可能性が高くなる。

また、構成員が必ずしも少数ではない場合であっても、情報の性質、内容によっては、当該集団に属する構成員全員が不利益を受ける可能性があり得るため、個人識別性の判断に際しては、かかる事情も考慮して解釈する必要がある、との判示がある。

山梨県の市町村は小規模であり、小中学校の数が少ない地域が多く（28地教委中、小中学校合わせて5校以下が12地教委、2校以下も7教委）、特定メンバーで定期的集まる山梨県独自の「無尽」制度に象徴されるように、地域の結びつきが都市部に比べて強いことから、体罰事件があった当時、当該学校に在籍している児童生徒やその保護者等の関係者から開示請求があった場合には、加害教員や被害児童生徒を特定されるおそれがある。

本件文書にある学校名、教員名及び校長名については、いずれかが公になると、被害児童生徒の所属する学校が特定されるものと認められる。

教委名、記号番号、病院名及び警察署名等については、公になると、体罰事件がどの市町村で発生したものかを推測されることとなり、発生場所、状況、日時、場所及び行状等及び年齢が公開されると、被害児童生徒と近い者が保有している又は入手可能であると通常考えられる事件当時の新聞報道等による情報を元にして、被害児童生徒が識別されるおそれがある。

照合の対象となる「他の情報」の意義については、一般人の知り得る情報

(一般人が通常入手し得る情報)と解される傾向もあるものの、「『他の情報』とは一般に容易に入手し得る情報のみに限定されるものではなく、当該情報の性質及び内容に照らし、具体的な事例において個人識別の可能性をもたらすような情報を含むものと解するのが相当である」との平成15年5月8日名古屋高裁判決もあり、その解釈は必ずしも統一されていない。

イ 加害教員の氏名は、「当該公務員の私事に関する情報」に当たることについて

本件文書における加害教員は、既にそれぞれ懲戒処分又は人事管理上の処分を受けており、本件文書は当該教員が相当程度の蓋然性をもって懲戒処分等を受けたことを示す情報であり職員としての身分取扱いに係る情報に該当する。

本件文書における加害教員の氏名は、処分などの職員の身分取扱いに係る情報であって、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、職務の遂行に係る情報には該当しない。

加害教員は、それぞれに自らの体罰行為を反省し、学校での教育活動に従事しているところ、当該教員の氏名が開示されることとなると、ひとたび懲戒等の処分を受けた教員は、学校における教育活動に対して萎縮することになり、将来にわたって児童生徒や保護者等との信頼関係を築けないばかりか、教員の立場を離れた個人としての評価をも低下させることになりかねない事態を招くおそれがある。

(2) 条例第8条第1号本文後段の該当性について

被害児童生徒やその家族にとって、体罰を受けたことは不名誉なことであるといえ、他人に知られたくない情報である。

前記の平成15年5月16日東京地裁判決においては、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(個人利益侵害情報)とは、個人の人格と密接に関連する情報や個人の内心に関する情報等が考えられる他、一般人には個人識別性のない情報であっても、これを公にすると、当該個人と特別の関係にある者(当該個人の親戚、同僚、近隣住民、家族の勤務先関係者等)において、当該情報の主体が誰であるかを特定でき、その結果、開示部分と相まって、他人に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになる場合の当該情報についても個人利益侵害情報に該当すると解される、との判示がある。

教育委員会名、文書記号番号等の情報は、直接的に被害児童生徒や加害教員等特定個人を識別することができる情報ではないが、被害児童生徒や加害教員と特別の関係にある者において、当該情報の主体が誰であるかを特定でき、その結果、開示部分と相まって、体罰事件の当事者であることやその内容等他人に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになる蓋然性が高いため、不開示とすべきである。

開示請求権は、何人にも認められており当該個人と特別な関係にある者が

開示請求をする可能性もあることから、本件文書のような特別な性質を持つ行政文書の場合、他人に知られたくない情報の伝播により個人のプライバシーなどの権利利益の侵害を招くことになることが容易に想定できることから、被害児童生徒や加害教員と特別の関係にある者の存在や行動予測なども考慮しながら開示・不開示の判断をすべきものとする。

保護者の発言内容のうち、何らかの意思や意見の表明、心情の吐露等を含む部分については、他人に知られたくない機微な情報として不開示としているが、日常的な会話に属する内容については既に開示としている。

第5 審査会の判断

当審査会は、条例第1条に規定する情報公開制度の趣旨及び理念を踏まえて、以下のとおり判断する。

1 本件文書の内容及び性質

本件文書は、教員が当該職務の遂行中に行った「体罰」に関する報告書等であって、通常、体罰等が確認された場合、公立小中学校においては学校長から地教委を通じて実施機関に対し、県立学校においては学校長から実施機関に対し報告がなされ、体罰事案の概要（発生日時、場所、加害教員、被害児童生徒、体罰の内容（体罰に至る経緯を含む。）、保護者への対応状況、保護者とのやりとり）、学校長や地教委の意見、加害教員の反省文等が記載されている。

なお、実施機関の口頭説明によると、実施機関又は地教委は、本件文書や関係者への事情聴取等をもとに加害教員等に対し、地方公務員法に基づく懲戒処分や当該処分には至らない人事管理上の処分を例外なく行っている。

2 争点

本件処分において不開示とした情報は、条例第8条第1号に該当するか否かという点である。

- (1) 実施機関は、本件文書に記載された「加害教員の氏名、体罰事案が発生した学校の校長の氏名、学校名」を、当該部分は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第8条第1号本文前段に当たり、かつ、同号ただし書き、ロ又はハのいずれにも当たらないため、同号所定の不開示情報に該当する、として不開示とした。
- (2) 実施機関は、本件文書に記載された「市町村教育委員会名、文書記号番号、発生日時、発生場所、事件・事故の概要（状況）、経緯、保護者への対応、保護者とのやりとり、反省文等」を、当該部分は、当該体罰事案に関わる被害児童又は生徒及び加害教員等の個人に関する情報であって、これを公にすると、当該個人と特別の関係にある者において、当該情報の主体が誰であるかを特定することができ、その結果、開示部分と相まって、他人に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになるため、条例第8条第1号本文後段の「特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に当たり、かつ、同号ただし書き、ロ

又はハのいずれにも当たらないため、同号所定の不開示情報に該当する、として不開示とした。

3 条例第8条第1号の該当性

(1) 条例第8条第1号の趣旨及び解釈

条例第8条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、原則として不開示とすることを定めたものである。

個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中心部分はいわゆるプライバシーである。しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないことから、条例では、個人の権利利益の保護を十分に図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（いわゆる個人識別型）を採用している。

他方、形式的に個人識別が可能であれば全て不開示となると、不開示の範囲が必要以上に広がるおそれがあり、本来保護する必要のない情報等も含まれうることになる。このことから、不開示情報から除かれるべき情報として、「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書の中に限定列挙し、個人の権利利益を侵害せず不開示にする必要のないもの、又は個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものとしている。

このうち、ただし書ハは、公務員等の職務遂行に係る情報は、当該公務員等の「個人に関する情報」ではあるが、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにする観点から、これらの情報を公にする意義は大きく、開示することを定めたものである。

ただし、公務員等の職務に関連した情報であっても、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等の、当該公務員等の私事に関する情報については、「公にすることにより当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」に当たり、不開示とされる（最判平成15年11月21日 民集第57巻10号1600頁）。

なお、公務員等の氏名は、行政事務を遂行した公務員等を特定するために行政文書等に記録することが一般的ではあるが、同時に、公務員等の私生活における個人識別のための基本情報としての性格も有しており、開示した場合に公務員等の私生活に影響を及ぼす可能性が低くなく、この点については、民間の職員の場合と区別する理由はないとされる。

このため、公務員等の氏名は、ただし書ハの「当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分」に含まれず、ただし書イの「法令の規定によ

り又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるか否かにより開示の可否を判断することとされる。

また、本号前段が規定する「特定の個人を識別することができるもの」には、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」が含まれ、「照合の対象となる他の情報」については、知る権利を具体化し県民の県政への参画に資するという情報公開制度の趣旨・目的と、開示することにより害される権利利益の保護との調整の観点から、公開請求の対象となっている文書に記載された情報の性質や記載内容等に応じて、個別具体的に検討することとされる。

そして、照合の対象となる「他の情報」の意義については、一般人の知り得る情報（一般人が通常入手し得る情報）と解することが適切であり（内閣府審査会平成13年度答申第111号、平成17年度（行情）答申第530号）、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の権利利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、不開示とするべきものと解される（神戸地判平成29年3月2日 裁判所ウェブサイト）。

併せて、本号後段においては、個人識別性のない情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの（個人利益侵害情報）を不開示情報の要件としており、当該情報の例としては、個人の人格と密接に関連する情報（例えば、反省文や陳述書など特定個人の内心の思いを交えて書いた文書、心情の吐露等を示す日記）や通常、他人に知られたくない機微な情報（健康状態、病歴等）などが考えられる。

（2）条例第8条第1号の該当性

そこで、本号の趣旨に照らして、本件文書に記載された情報における本号の該当性について判断する。

- ア 加害教員の氏名（本件文書①の「頁」欄の「1-2」, 「1-4」、本件文書②の「頁」欄の「2-2」, 「2-3」, 「2-4」, 「2-5」, 「2-6」, 「2-7」, 「2-8」, 「2-9」、本件文書③の「頁」欄の「3-1」, 「3-2」, 「3-3」, 「3-4」, 「3-5」, 「3-6」、本件文書④の「頁」欄の「4-1」, 「4-2」, 「4-3」, 「4-4」, 「4-5」, 「4-6」, 「4-7」, 「4-8」、本件文書⑤の「頁」欄の「1」, 「3」, 「4」, 「5」, 「6」, 「7」, 「8」, 「10」, 「11」, 「14」, 「15」, 「16」, 「17」に記載）

（ア）条例第8条第1号本文前段の該当性

本件文書にある加害教員の氏名は、体罰行為を行った教育公務員である個人の氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識

別される情報に当たるものと認められる。

よって、加害教員の氏名は、それ自体においては条例第8条第1号本文前段に該当する。

(イ) 条例第8条第1号ただし書の該当性

条例は、公務員等の職務遂行上の情報における「職」及び「職務遂行の内容」に係る部分は、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにするという観点から、個人に関する情報としては不開示にはしないこととしている。

本件における体罰行為は、いずれも教育指導の過程で発生したものであるから、教育公務員の職務遂行上の情報であると認められる。

その上で、加害教員の氏名について、開示・不開示を判断するにあたっては、3(1)で述べたように、条例第8条第1号ただし書への該当の有無を検討する必要がある。

同号ただし書は、特定の個人を識別できる情報のうち不開示情報から除外されるべき情報について定めており、本件においては、同号ただし書に該当するか否かが問題となることから、以下、この点について検討する。

まず、体罰行為を行った加害教員の氏名について、何人に対しても等しく当該氏名を公開することを定めている法令はないことから、同号ただし書イでいうところの「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえない。

次に、山梨県は、職員の職及び氏名が定例の人事異動の都度、新聞紙上等で公にされていることから、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、個人に関する情報であっても、同号ただし書イでいうところの「慣行として公にされている情報」に該当するものとして原則開示とする、「職員の氏名等の公開基準について」と題する内規を定め、平成16年4月1日から施行している。

また、山梨県情報公開条例の解釈及び運用基準においても、同号ただし書イが定める情報には、「個人のプライバシーを侵害する可能性のある情報も含まれるが、受忍限度内にとどまるものと考えられるため、開示することとしている。」とされている。

他方で、公務員等の職務に関連した情報であっても、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報」については、「私事に関する情報」として不開示とされるとの前記平成15年11月21日最高裁判決による判示がある。

この点について、実施機関は、本件文書における加害教員は既にそれぞれ懲戒処分又は人事管理上の処分を受けており、職員としての身分取扱いに係る情報に該当することから、本件文書にある教員名を公にすることにより、当該職務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報と主張している。

しかしながら、本件文書には当該教員が処分を受けたことを示す具体的な記載はないことから、加害教員の氏名を公にしても、当該教員が不適切な職務を遂行したことのみが明らかになるのであって、公務員である当該

教員の私事に関する情報が明らかになるものではなく、加害教員の氏名は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報とは言い難い。

また、体罰による非違行為があった場合には、当該非違行為を行った教員が実施機関又は地教委から何らかの処分を受ける蓋然性があるとしても、そのことをもって、当該教員の氏名を公にすることによる当該個人の権利利益を害する特段の支障があるとも認め難い。

以上のようなことから、加害教員の氏名は、条例第8条第1号ただし書イに該当する。なお、当該情報が、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

(ウ) 被害児童生徒との関係における条例第8条第1号本文前段の該当性

他方で、実施機関は、本件文書における加害教員の氏名が公になると、被害児童生徒の所属する学校が特定され、被害児童生徒と近い者が保有している情報又は入手可能であると通常考えられる事故当時の新聞報道等による情報を元にして、被害児童生徒が識別されるおそれがあり、加害教員の氏名は被害児童生徒との関係で個人識別情報に当たる、と主張しているため、この視点からの検討を加える。

まず、本件文書は、学校長から実施機関に報告された体罰事案の概要であって、その内容はどのような経緯でどのような体罰を受けたことを示す情報であるから、特段、当該被害児童生徒及びその保護者の名誉が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下するようなものは認められない。

また、照合の対象となる「他の情報」とは、特定の立場にある者が有する情報ではなく、一般人が通常入手し得る情報と解すべきであって、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められるか否かによって判断されるべきである。

この点に関し、実施機関による口頭説明やその他関係資料等からは、在校者数がひと桁であるような極めて少人数の学校であることから被害児童生徒の特定が可能となるような事例や被害児童生徒のプライバシーに特段の配慮が必要となるような事例は認められず、本件文書における加害教員の氏名が開示され、体罰が発生した学校、クラス、部活動等が明らかになったとしても、一般人が通常入手し得る情報との照合により、被害児童生徒を識別することが相当程度の確実性をもって認められるものとはいえない。

よって、加害教員の氏名を開示しても、被害児童生徒を識別することができるとは認められず、加害教員の氏名は、被害児童生徒の個人識別性においては同号本文前段に該当しない。

なお、実施機関は、「『他の情報』とは一般に容易に入手し得る情報のみに限定されるものではなく、当該情報の性質及び内容に照らし、具体的な事例において個人識別の可能性をもたらすような情報を含むものと解するのが相当である」との名古屋高判平成15年5月8日裁判所ウェブサイトの判示を援用するが、当該事案は「医薬品・感染症症例票」の開示に関する事案であって、本件の体罰事故報告書の開示に関する事案とは事案を

異にするものであり、実施機関の当該主張は認められない。

(エ) 判断

以上のことから、加害教員の氏名は、条例第8条第1号により不開示とされる情報に該当しない。

イ 体罰事案が発生した学校名及び校長の氏名（本件文書①の「頁」欄の「1-1」、「1-2」、本件文書②の「頁」欄の「2-2」、「2-3」、「2-9」、本件文書③の「頁」欄の「3-1」、「3-2」、「3-3」、「3-4」、「3-5」、本件文書④の「頁」欄の「4-1」、「4-2」、「4-6」、本件文書⑤の「頁」欄の「1」、「3」、「4」、「5」、「10」、「11」、「19」に記載）

(ア) 条例第8条第1号本文前段の該当性

本件文書にある体罰事案が発生した学校名は、それ自体が明らかに個人に関する情報ではないことから、条例第8条第1号本文前段に該当しない。

一方、校長の氏名は、上記ア（ア）で述べた加害教員の場合と同様に、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に当たるものと認められるため、それ自体においては同号本文前段に該当する。

他方で、実施機関は、被害児童生徒の所属する学校が特定されると、被害児童生徒と近い者が保有している情報又は入手可能であると通常考えられる事故当時の新聞報道等による情報を元にして、被害児童生徒が識別されるおそれがあると主張しているが、本件文書にある体罰事案が発生した学校名及び校長の氏名が開示されたとしても、一般人が通常入手し得る情報との照合により、被害児童生徒を識別することが相当程度の確実性をもって認められるものとはいえない。

よって、体罰事案が発生した学校名及び校長の氏名を開示しても、被害児童生徒を識別することができるとは認められず、学校名及び校長の氏名は、被害児童生徒の個人識別性においては、いずれも同号本文前段に該当しない。

(イ) 条例第8条第1号ただし書の該当性

校長は、学校の校務をつかさどり、当該学校に所属する職員を監督する立場にある教育公務員であることから、上記アで述べた加害教員の氏名の場合と同様に、その氏名は、条例第8条第1号ただし書イの「慣行として公にされている情報」に該当し、当該氏名を公にしても当該校長個人の権利利益を害する特段の支障があるとは認められない。

よって、校長の氏名は、同号ただし書イに該当する。

なお、学校名及び校長の氏名が、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

(ウ) 判断

以上のことから、体罰事案が発生した学校名及び校長の氏名は、条例第8条第1号により不開示とされる情報に該当しない。

ウ 市町村教育委員会名、文書記号番号、発生日時、発生場所、事件・事故の

概要（状況）、経緯、保護者への対応、保護者とのやりとり、顛末書及び反省文等

(ア) 条例第8条第1号本文後段の該当性

実施機関は、「一般人には個人識別性がない情報であっても、これを公にすると、当該個人と特別の関係にある者において、当該情報の主体が誰であるかを特定することができ、その結果、開示部分と相まって、他人に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになる場合には、当該情報は個人利益侵害情報に該当する」旨の判示（東京地判平成15年5月16日（平成14年（行ウ）第130号9頁） 裁判所ウェブサイト）を踏まえ、本件文書にあるこれらの情報を公にすることにより、開示請求権は、何人にも認められており、当該個人と特別な関係にある者が開示請求をする可能性があることから、開示することにより情報の主体が誰であるかを識別することができ、他人に知られたくない情報の伝播により個人のプライバシーなどの権利利益の侵害を招くことになることが容易に想定できると主張している。

しかしながら、本号本文後段はそもそも「特定の個人が識別されない場合」を前提とするのであって、実施機関が想定するような被害児童生徒や加害教師等の親戚、学校の同僚教師、近隣住民等の特定の関係者との間において、個人が特定されることによる権利利益の侵害となるような情報は、同号本文後段の個人利益侵害情報には含まれず、実施機関の前記主張は失当である。

なお、本件文書における市町村教育委員会名、文書記号番号、発生日時、発生場所、事件・事故の概要（状況）、経緯、保護者への対応等は、外形的事実に関する情報であり、被害生徒やその保護者の人格に密接に関連するものとは認められない。また、本件文書にある顛末書及び反省文は、いわゆる個人の心情等を吐露した狭義の反省文とは認められない。

他方、当審査会が本件文書を実際に見分したところ、本件文書には、次に示すような個人の人格に極めて密接に関連する情報の記載があると認められることから、一般人には個人識別性がない情報であっても、当該個人が通常、他人に知られたくない機微な情報に当たり、これを公にすると、当該個人の権利利益を侵害するものと認めるのが相当である。

すなわち、本件文書②の「頁」欄の「2-4」に記載のある被害児童の学校に在籍する児童の特徴は、当該個人の特性を示すものであって、通常、他人に知られたくない機微な情報と認められ、公にすることにより不快感や不安感等の精神的な苦痛を及ぼすことが想定されるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、本件文書⑤の「頁」欄の「5」、「6」、「7」、「13」、「14」、「15」、「16」、「17」に記載のある被害生徒の保護者の発言の内容（既に開示された部分を除く。）は、当該個人の心情を吐露したものであるから、当該個人の人格と密接に関連する情報と認められ、公にすることにより不快感や不安感等の精神的な苦痛を及ぼすことが想定されるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、本件文書⑤の「頁」欄の「2」、「14」、「15」に記載のある被害生徒の評価の低下につながる情報は、当該個人の生活態度や成績等に関する情

報であるから、通常、他人に知られたくない機微な情報と認められ、公にすることにより不快感や不安感等の精神的な苦痛を及ぼすことが想定されるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

さらに、本件文書⑤の「頁」欄の「18」に記載のある被害生徒の親族に関する情報は、当該個人の部活動を退部した経緯や人間関係に関する情報であるから、通常、他人に知られたくない機微な情報と認められ、公にすることにより不快感や不安感等の精神的な苦痛を及ぼすことが想定されるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 判断

以上のことから、実施機関が条例第8条第1号本文後段の該当を理由に不開示とした部分（市町村教員委員会名、文書記号番号、発生日時、発生場所、事件・事故の概要（状況）、経緯、保護者への対応、保護者とのやりとり、顛末書及び反省文等）のうち、被害児童の学校に在籍する児童の特徴、被害生徒の保護者の発言の内容（既に関示された部分を除く。）、被害生徒の評価の低下につながる情報及び被害生徒の親族に関する情報は、条例第8条第1号本文後段により不開示とされる情報に該当するが、その他の情報はこれに該当しない。

なお、前記の同号本文後段に該当する情報が、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないことは言うまでもない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成30年2月26日	○諮問 ○実施機関から弁明書の写しを受理
平成30年3月14日	○審議
平成30年5月24日	○審議
平成30年7月5日	○実施機関からの口頭説明 ○審議
平成30年9月4日	○審議
平成30年10月30日	○審議
平成30年12月21日	○審議

山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
勝 良三	元代表監査委員	
東條 正人	弁護士	※会長代理
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
三好 規正	山梨学院大学法学部教授	※会長
八巻 佐知子	弁護士	

No.	行政文書の表示	実施機関の決定			開示しない理由	当審査会が開示と判断した部分
		頁	細目	開示しない部分		
①	体罰の発生について(報告) ※市町村教委から県教委あて	1-1	表題部分	文書発送記号、報告年月日(年を除く。)、経由年月日(年を除く。)、該当市町村名、教育長氏名、該当市町村教育委員会の教育長印影、該当市町村教育委員会の所在地・郵便番号・所属名・担当者名・電話番号・FAX番号	理由2	左記の全て
			表題部分	文書発送記号、報告年月日(年を除く。)、該当市町村名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、学校長印の印影	理由2	左記の全て
	1-2	1 加害教師	氏名、性別、年齢	理由1	左記のうち、氏名	
		2 被害生徒	学年、組、氏名、性別、年齢	理由1	—	
		3 発生日時	月日、曜日、時刻	理由2	左記の全て	
		4 発生場所	記述の全て	理由2	左記の全て	
		5 発生状況	記述の全て	理由2	左記の全て	
		6 発生に対して学校の とった措置	月日、曜日、時刻	理由2	左記の全て	
	1-3	個人の名	個人の名	理由1	左記の全て(関係教員の氏名)	
		14行目文頭～17行目末、18行目7文字目～同行末、20行目文頭～21行目末	理由2	左記のうち、被害児童、被害児童の同級生及び被害児童の関係者の氏名を除く全て		
		1行目文頭～2行目末、3行目時刻	理由2	左記の全て		
	1-4	月日、曜日	理由2	左記の全て		
		20行目6文字目～21行目末、22行目5文字目～26行目30文字目、29行目4文字目、31行目1～4文字目、同12～28文字目、41行目10～33文字目、42行目6文字目～同行末	理由2	左記の全て		
	1-5	15行目4文字目、17行目文頭～18行目末、19行目16文字目、21行目1～5文字目、同14文字目～22行目22文字目、24行目1～4文字目、25行目文頭～26行目28文字目、30行目22文字目、33行目1～27文字目、35行目8文字目～36行目20文字目、39行目7文字目～19文字目、43行目1～4文字目、同14文字目～44行目7文字目、45行目1文字目、同3文字目、同13文字目～同行末、48行目10～23文字目	理由2	左記のうち、被害児童の同級生の氏名を除く全て		
		個人の名	理由1	—		
②	教員による体罰事件について(報告) ※市町村教委から県教委あて	2-1	表題部分	文書発送記号、報告年月日(年を除く。)、該当市町村名、教育長氏名、該当市町村教育委員会の教育長印影・所属名・担当者名・電話番号	理由2	左記の全て
			①当該教員の所属	学校名	理由2	左記の全て
	2-2	②当該教員の職・氏名	氏名、年齢	理由1	左記のうち、氏名(加害教員)	
		③届出年月日	月日、曜日	理由2	左記の全て	
		④事情聴取	月日、曜日	理由2	左記の全て	
		⑤問題行動の内容	職員の名	理由1	左記の全て(校長、加害教員の氏名)	
		⑥地教委の意見	学年、組、性別、人数	理由2	左記の全て	
		⑦当該教員の意見	該当市町村名、3行目1文字目	理由2	左記の全て	
	教職員の体罰について(報告) ※学校から市町村教委あて	2-3	表題部分	文書発送記号、報告年月日(年を除く。)、該当市町村名、学校名、学校長氏名、学校長印の印影	理由2	左記の全て
			①当該職員	氏名、年齢、生年月日、住所	理由1	左記のうち、加害教員の氏名
		2-4	②被害児童	学年、組、役職、構成人数	理由2	左記の全て
			③発生日時	氏名、生年月日、年齢、保護者の氏名・年齢	理由1	—
			④発生日時	月日、曜日、時刻	理由2	左記の全て
			⑤発生場所	「小学校」の記述以外	理由2	左記の全て
			⑥けがの有無	記述の全て	理由2	左記の全て
⑦経過			日、曜日、時刻	理由2	左記の全て	
2-5		1行目文頭～12行目末	理由2	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て		
		1行目文頭～同行末	理由2	左記の全て		
2-6		日、曜日、学年、組、相談者又は被聴取者の属性	理由2	左記のうち、被害児童の保護者の氏名を除く全て		
		個人の名	理由1	左記のうち、被害児童及び被害児童のクラスに在籍する同級生の氏名を除く全て		
2-7		3行目15文字目～4行目7文字目、4行目9～21文字目、15行目15～30文字目、16行目20文字目～18行目30文字目、20行目23～27文字目、24行目文頭～29行目末、32行目25文字目～35行目末	理由2	左記のうち、被害児童の学校に在籍する児童の特徴を除く全て		
	1行目文頭～17行目末、19行目文頭～32行目末	理由2	左記のうち、被害児童及び被害児童のクラスに在籍する同級生の氏名を除く全て			
2-8	月日、曜日	理由2	左記の全て			
	個人の名	理由1	左記のうち、被害児童及び被害児童のクラスに在籍する同級生の氏名を除く全て			
2-9	該当市町村名	理由2	左記の全て			
	日、曜日、学年、組	理由2	左記の全て			
2-10	個人の名	理由1	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て			
	2行目5～11文字目、3行目7～19文字目、22行目文頭～24行目末	理由2	左記の全て			
2-11	月日、曜日、学年、組、被聴取者の属性	理由2	左記の全て			
	個人の名	理由1	左記のうち、被害児童及び被害児童のクラスに在籍する同級生の氏名を除く全て			
2-12	1行目7～10行目、3行目文頭～16行目末、17行目20文字目～18行目12文字目、同24文字目～19行目8文字目、19行目25文字目～20行目9文字目、34行目21～35行目3文字目、35行目26文字目～38行目2文字目	理由2	左記のうち、被害児童及び被害児童のクラスに在籍する同級生の氏名を除く全て			
	学年、組	理由2	左記の全て			
顔末書	2-9	個人の名	理由1	左記の全て(加害教員及び関係教員の氏名)		
		月日、曜日	理由2	左記の全て		
		⑧校長としての意見	理由2	左記の全て		
2-10	月日、学校名、校長氏名、教諭の氏名・印影	理由1	左記の全て			
	1行目35文字目～14行目末、35行目10～13文字目、42行目23～25文字目	理由2	左記の全て			

実施機関の決定					当審査会が開示と判断した部分		
No.	行政文書の表示	頁	細目	開示しない部分 理由			
③	教員による事件(体罰)発生について(報告) ※市町村教委から県教委あて	3-1	表題部分	文書発送記号、報告年月日(年を除く。)、該当市町村名、教育長氏名、該当市町村教育委員会教育長印影	理由2	左記の全て	
			1 当該職員の所属	学校名	理由2	左記の全て	
			2 当該職員の職・氏名等	氏名、年齢、学年、役職、担当教科名	理由1	左記のうち、年齢を除く全て	
			3 被害生徒の学年・氏名・性別・年齢	学年、氏名、性別、年齢	理由1	—	
			5 市町村教育委員会の意見	該当市町村名、学校名、9行目9文字目、同11文字目 個人の氏名	理由2 理由1	左記の全て 左記の全て(加害教員の氏名)	
	体罰事案について(報告) ※学校から地教委あて	3-2	表題部分	文書発送記号、報告年月日(年を除く。)、該当市町村名、教育長氏名、学校名、学校長名、学校の印影	理由2	左記の全て	
			1 該当児童生徒の学校名	学校名	理由2	左記の全て	
			2 児童生徒の氏名・性別	氏名、性別、年齢、学年、組	理由1	—	
			3 保護者氏名・続柄・住所・勤務先	氏名、住所、勤務先	理由1	—	
			4 相手方・氏名、住所	氏名、年齢、学年、役職、住所	理由1	左記のうち、年齢、住所を除く全て	
			5 発生日時	月日、曜日、時刻、時限	理由2	左記の全て	
			6 発生場所	記述の全て(「中学校」を除く。)	理由2	左記の全て	
			7 事件・事故の概要	記述の全て	理由2	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て	
			8 傷害(被害)の程度	記述の全て	理由2	左記の全て	
			9 学校の対応状況	月日、曜日 個人の氏名	理由2 理由1	左記の全て 左記のうち、被害児童の氏名を除く全て	
			3-3	3行目23文字目～5行目末、6行目16～37文字目、9行目19文字目、10行目3文字目～同行末、19行目16文字目、20行目8～13文字目、21行目6～36文字目	理由2	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て	
	3-4	該当市町村名	理由2	左記の全て			
		5行目27～29文字目 個人の氏名	理由2 理由1	左記の全て 左記の全て(加害教員の氏名)			
		10 その他(警察やマスキの取材等)	月日、曜日 個人の氏名	理由2 理由1	左記の全て 左記の全て(校長及び関係教員の氏名)		
		11 校長所見	個人の氏名 日、曜日	理由1 理由2	左記の全て(加害教員の氏名) 左記の全て		
事件についての願末書	3-5	表題部分	月日、学校名、校長氏名・印影	理由1	左記の全て		
		1 本人の職・氏名・年齢・生年月日・性別	氏名、年齢、生年月日、性別	理由1	左記のうち、年齢、生年月日及び性別を除く全て		
		2 事件の発生日時	月日、時刻	理由2	左記の全て		
		3 事件の発生場所	記述の全て(「中学校」を除く。)	理由2	左記の全て		
		5 被害生徒	学年、組、氏名、性別、年齢	理由1	—		
		6 事件の状況	1行目文頭～7行目末 月日、曜日、時刻 個人の氏名	理由2 理由2 理由1	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て 左記の全て 左記のうち、被害児童の氏名を除く全て		
	3-6	1行目文頭～6行目末、16行目37文字目～17行目4文字目、同34文字目～18行目21文字目	理由2	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て			
	3-7	7 反省	14行目7～8文字目、18行目10文字目～36文字目、22行目23～26文字目 個人の氏名	理由2 理由1	左記の全て —		
3-8	8 現場見取り図	—	—				
④	教職員の事件(体罰)の発生について(報告) ※市町村教委から県教委あて	4-1	表題部分	文書発送記号、報告年月日(年を除く。)、経由年月日(年を除く。)、該当市町村名、教育長氏名、該当市町村教育委員会教育長印影	理由2	左記の全て	
			1 当該職員の所属	学校名	理由2	左記の全て	
			2 当該職員の職・氏名等	氏名、年齢、学年、組、役職、担当教科名	理由1	左記のうち、年齢を除く全て	
			3 被害生徒の学年・氏名・性別・年齢	学年、組、氏名、性別、年齢	理由1	—	
			5 市町村教育委員会の意見	該当市町村名、1行目7～8文字目	理由2	左記の全て	
	体罰事案について(報告) ※学校から地教委あて	4-2	表題部分	文書発送記号、報告年月日(年を除く。)、該当市町村名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、学校の印影	理由2	左記の全て	
			1 該当児童生徒の学校名	学校名	理由2	左記の全て	
			2 児童生徒の氏名・性別	氏名、性別、年齢、学年、組	理由1	—	
			3 保護者氏名・続柄・住所	氏名、住所	理由1	—	
			4 相手方・氏名、住所	氏名、性別、年齢、学年、組、役職、住所	理由1	左記のうち、性別、年齢及び住所を除く全て	
			5 発生日時	月日、曜日、時刻、時限	理由2	左記の全て	
			6 発生場所	記述の全て(「中学校」を除く。)	理由2	左記の全て	
			7 事件・事故の概要	月日、曜日、時刻、1行目文頭～25行目末	理由2	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て	
			4-3	8 学校の対応状況	1行目文頭～行末 月日、曜日 個人の氏名	理由2 理由2 理由1	左記の全て 左記の全て 左記のうち、被害児童の氏名を除く全て
				7行目6～28文字目、12行目5～10文字目、15行目22文字目～16行目末、17行目文頭～23行目末、27行目5～29行目末、35行目1～6文字目	理由2	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て	
月日、曜日	理由2	左記の全て					
4-4	2行目1文字目、9行目4文字目、12行目1文字目、13行目4文字目、同15～18文字目、同22～25文字目	理由2	左記の全て				
	個人の氏名	理由1	左記の全て(加害教員の氏名)				
	9 今後の対応	月日、曜日 個人の氏名	理由2 理由1	左記の全て 左記のうち、被害児童の氏名を除く全て			
4-5	10 その他	1行目26～32文字目、2行目13文字目～3行目11文字目、3行目42文字目～4行目18文字目、5行目17文字目～6行目15文字目、6行目27文字目～7行目9文字目、7行目25文字目～10行目23文字目、10行目42文字目～12行目末	理由2	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て			
	月日、曜日、時刻	理由2	左記の全て				
	1行目1～4文字目、2行目6～8文字目	理由2	左記の全て				
	11 校長所見	個人の氏名	理由1	左記の全て(加害教員の氏名)			

		実施機関の決定			開示しない理由	当審査会が開示と判断した部分
No.	行政文書の表示	頁	細目	開示しない部分		
	事件についての願末書		表題部分	月日、学校名、校長氏名 教諭の氏名・印影	理由2 理由1	左記の全て 左記の全て
			1 職名・氏名・年齢・生 年月日・性別	氏名、年齢、生年月日、性別	理由1	左記のうち、年齢、生年月日及び性別を除く全て
			2 事件発生日	月日、曜日、時刻	理由2	左記の全て
			3 事件発生場所	記述の全て(「中学校」を除く。)	理由2	左記の全て
			4 被害生徒・学年・氏 名・性別・年齢	学年、組、氏名、性別、生年月日、年齢	理由1	—
			5 事件の状況	月日、曜日、時刻 1行目文頭～11行目末	理由2 理由2	左記の全て 左記のうち、被害児童の氏名を除く全て
			6 被害児童の氏名	時刻、1行目文頭～18行目末、19行目1～3文字目、24行目6 文字目～25行目10文字目、26行目17～27行目37文字目、3 6行目文頭～38行目末	理由2	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て
			被害児童の氏名	個人の名	理由1	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て
			被害児童の氏名	月日、曜日	理由2	左記の全て
			被害児童の氏名	2行目時刻、3行目8文字目～4行目16文字目、7行目文頭～21 文字目、8行目7文字目～10行目6文字目、11行目文頭～12行 目4文字目、24行目7文字目～26行目33文字目、28行目文頭 ～29行目11文字目	理由2	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て
			被害児童の氏名	個人の名	理由1	左記のうち、被害児童の氏名を除く全て
			被害児童の氏名	個人の名	理由1	—
			7 反省	3行目6文字目～7行目35文字目 個人の名	理由2 理由1	左記の全て —

理由1
当該部分は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であることから、山梨県情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第1号本文に当たり、かつ、同条ただし書き、ロ又はハのいずれにも当たらないため、同条所定の不開示情報に該当する。

理由2
当該部分は、当該体罰事案に関わる被害児童又は生徒及び加害教員等の個人に関する情報であって、これを公にすると、当該個人と特別の関係にある者において、当該情報の主体が誰であるかを特定することができ、その結果、開示部分と相まって、他人に知られたくない機微な情報がそれらの関係者に知られることになるため、条例第8条第1号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に当たり、かつ、同条ただし書き、ロ又はハのいずれにも当たらないため、同条所定の不開示情報に該当する。

No.	行政文書の表示	頁	実施機関の決定		開示しない理由	当審査会が開示と判断した部分		
			細目	開示しない部分				
⑤	教員の体罰事件について(報告)	1	1 当該職員について	報告年月日(年を除く。)、学校名、校長名	理由2	左記の全て		
			2 事件の概要	学校名、氏名、生年月日、本籍地、現住所、略歴のうち年月および学校名	理由1	左記のうち、生年月日、本籍地、現住所及び略歴のうち卒業大学(卒業年月を含む)を除く全て		
			3 事件発生からの経緯(時系列で)	月日、曜日、場所、相手の氏名・年齢・住所・学年・クラス、概要	理由1	左記のうち、相手の氏名、年齢、住所及び学年・クラスを除く全て		
			4 事件までの経緯	発生した月日及び曜日、個人の氏名、11行目学校名、15~18文字目	理由1	左記の全て		
			5 事件後の経緯	日、曜日、1行目15、16文字目、3行目13~19文字目	理由2	左記の全て		
			6 本人からの状況説明	1行目21~25文字目	理由1	左記のうち、被害生徒の評価の低下につながる情報を除く全て		
			7 家族構成等	月	理由2	左記の全て		
			8 所属長意見	部活動名	理由1	左記の全て		
		顔末書		3	1 職 氏名	1行目の月	理由2	左記の全て
					2 発覚年月日	全て(「勤務」を除く)	理由1	左記のうち、家族構成及び親族の勤務先を除く全て
					3 発生場所	個人の氏名	理由1	左記の全て(加害教員の氏名)
					4 相手の氏名	月日、学校名、校長名	理由2	左記の全て
5 事件の概要	教諭氏名				理由1	左記の全て(加害教員の氏名)		
6 反省	氏名				理由1	左記の全て(加害教員の氏名)		
7 連絡先	月日、曜日				理由2	左記の全て		
8 経緯	発生月、発生場所				理由2	左記の全て		
事件発生からの経緯に関する詳細				4	1 発覚日時	発生月、発生場所	理由2	左記の全て
					2 当事者	相手の氏名	理由1	左記のうち、生徒の学年、組及び氏名を除く全て
					3 該当者	学年、組、番号、氏名、年齢、部活動名、入試条件、住所、保護者氏名及び勤務先、家族の続柄、氏名、学校名、部活動名	理由1	左記の全て
					4 連絡先	携帯電話番号、自宅電話番号	理由1	左記の全て
		5 経緯	個人の氏名、学年、部活動名、2行目1~7文字目		理由1	左記のうち、新聞記者の名字を除く全て		
		6 反省	月日、曜日、「」内の発言内容、		理由2	左記のうち、被害生徒の氏名及び学年を除く全て		
		7 経緯	個人の氏名、年齢		理由1	左記のうち、保護者の氏名及び年齢を除く全て		
		8 経緯	5~6行目「」内の母親の発言内容、9~36行目の『母親の話』全て		理由2	左記のうち、保護者の発言の内容(既に開示された部分を除く)を除く全て		
		9		7	1 当事者	1~10行目の『母親の話』全て、16~17行目の「」以下の母親の回答要旨、21行目の「」以下の母親の回答要旨、26行目の「」以下の母親の回答要旨、31行目28~32文字目「」内、32行目1~5文字目、34文字目~33行目11文字目、34行目「」内、36行目20~31文字目	理由2	左記のうち、保護者の発言の内容(既に開示された部分を除く)及び被害生徒の氏名を除く全て
					2 当事者	学校名、学年、部活動名、個人の氏名、6行目16文字目、29~30文字目、22行目2~3文字目、11~14文字目、23行目10~13文字目、	理由1	左記のうち、被害生徒の氏名及び保護者の発言の内容(既に開示された部分を除く)を除く全て
					3 当事者	月日、曜日、5行目25文字目~29文字目、11行目「」内、18~21行目「」内、28行目~29行目「」内、30行目2~6文字目、30行目35文字~31行目3文字目、33行目2~5文字目	理由2	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て
					4 当事者	個人の氏名、9行目2~4文字目	理由1	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て
10		8	1 当事者	月日、1行目19~29文字目、9行目「」内、10行目30~31文字目、14行目26~30文字目	理由2	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て		
			2 当事者	個人の氏名、6行目21~29文字目	理由1	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て		
			3 当事者	月日、曜日、2行目1~2文字目、「」内、4行目25~26文字目、30文字目~5行目24文字目「」内、10行目~12行目「」内母親回答内容、15~16行目「」内本人回答内容、17行目1~12文字目、18~36文字目、18行目「」内、28文字目~19行目8文字目、25行目18~22文字目、26行目「」内、28行目「」内、31行目2~4文字目、35~36行目「」内の母親回答内容	理由2	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て		
			4 当事者	学年、個人の氏名、学校名、部活動名、9行目4文字目	理由1	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て		
11		10	1 当事者	月日、曜日、2行目1~4文字目、2~3行目「」内問い合わせ内容、4行目1~4文字目、「」内問い合わせ内容、6行目「」内問い合わせ内容、9行目15~30文字目、12行目1~11文字目、14行目8~34文字目、17~18行目「」内発言内容、25行目21文字目、25~26行目「」内、27行目22~27文字目、28行目「」内問い合わせ内容、30行目10~12文字目、31行目6文字目~32行目8文字目、34行目33~35文字目、35~36行目「」内応答内容	理由2	左記のうち、保護者の名字を除く全て		
			2 当事者	個人の氏名	理由1	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て		
			3 当事者	月日、曜日、1行目「」内応答内容、2~3行目「」内応答内容、6行目14~15文字目、7行目12文字目、17~18文字目、29~30文字目、8行目1~5文字目、24文字目~9行目35文字目、15行目5~6文字目、16~19行目各2文字目~最終文字、20行目29文字目~21行目13文字目、25~26行目「」内、29~30行目「」内	理由2	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て		
			4 当事者	月日、8~9行目「」内	理由2	左記の全て		

実施機関の決定				開示しない理由	当審査会が開示と判断した部分	
No.	行政文書の表示	頁	細目			
事件までの経緯に関する詳細		13	部活動名、学校名、学年	理由1	左記のうち、保護者の発言の内容(既に関示された部分を除く)を除く全て	
			月日、4行目5～7文字目、6行目6～11文字目、17～19文字目、23～25文字目、29～31文字目、21～26行目、33行目16～21文字目	理由2		
		14	15行目1文字目、16～17行目、21行目1文字目、24行目1文字目、22～23文字目、27行目1文字目、	理由1	左記のうち、被害生徒の評価の低下につながる情報及び保護者の発言の内容(既に関示された部分を除く)を除く全て	
			月日、4行目5文字目、6行目3～4文字目、8～12文字目、18～20行目「」内、23行目「」内、32行目39文字目～33行目9文字目、33行目24～30文字目	理由2	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て	
		15	部活動名、個人の氏名、学年	理由1	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て	
			月日、14行目2～6文字目、18行目2～6文字目、20行目2～6文字目、27行目「」内各理由、28行目「」内応答内容	理由2	左記のうち、被害生徒の評価の低下につながる情報及び保護者の発言の内容(既に関示された部分を除く)を除く全て	
		16	個人の氏名、12行目1文字目、18行目1文字目、23行目1文字目、25行目1文字目、28行目1文字目	理由1	左記のうち、保護者の発言の内容(既に関示された部分を除く)を除く全て	
			月日、1行目2～6文字目、3行目2～6文字目、5行目2～6文字目、13～17行目「」内、17行目19～23文字目、22行目「」内、24行目「」内	理由2	左記のうち、被害生徒の氏名を除く全て	
		17	個人の氏名、6行目1文字目、8行目1文字目、10行目1文字目、11行目「」内、12行目1文字目	理由1	左記のうち、被害生徒の氏名、教員の親族の氏名及び保護者の発言の内容(既に関示された部分を除く)を除く全て	
			月日、2～5行目「」内、7行目「」内、9行目「」内、28行目2～3文字目、29行目1、3文字目、33行目1～5文字目、7～10文字目、12～14文字目	理由2		
		18	部活動名、学校名、5行目1文字目、3～10文字目、8行目9～10文字目、13行目～17行目	理由1	左記のうち、被害生徒の親族に関する情報を除く全て	
			1行目8～10文字目、7行目「」内、19文字目～8行目3文字目、9行目3～4文字目、10行目「」内、12行目1～2文字目、	理由2		
		19	日程表	表題のうち、学校名、部活動名	理由1	左記の全て
			期日	月日、曜日	理由2	左記の全て
合宿・大会名	NO1のうち1～15文字目、NO2のうち1～18文字目、NO3のうち2～3文字目、5～15文字目、NO9のうち4～13文字目、NO11のうち2～3文字目、NO12のうち2～3文字目、11～14文字目、NO13のうち5～8文字目、NO14のうち2～3文字目、5～9文字目、NO15のうち2文字目		理由2	左記の全て		
場所	全て(市を除く)		理由2	左記の全て		

理由1 当該部分は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であることから、山梨県情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第1号本文に当たり、かつ、同号ただし書きイ、ロ又はハのいずれにも当たらないため、同号所定の不開示情報に該当する。
理由2 当該部分は、当該体罰事案に関わる被害児童又は生徒及び加害教員等の個人に関する情報であって、これを公にすると、当該個人と特別の関係にある者において、当該情報の主体が誰であるかを特定することができ、その結果、開示部分と相まって、他人に知られたいくぬきな情報がそれらの関係者に知られることになるため、条例第8条第1号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に当たり、かつ、同号ただし書きイ、ロ又はハのいずれにも当たらないため、同号所定の不開示情報に該当する。